岩手県消費者施策推進計画（H26改訂版）【参考指標】実績一覧

参考指標：目標には馴染まないが、実施した事業内容を数値化できるもの

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名		単位	基準年（H25）	H29	H30	備考
（１）商品やサービスの安全の確保	ア 監視指導及び検査の徹底	① 生活用製品販売事業者等の監視指導	県及び市町村が行った立入検査における監視指導件数及び違反件数とします。	県民生活センター	1	監視指導件数	消安法（特定製品）	件	57	56	63	
					2		消安法（特定保守製品）	件	44	29	24	
				総合防災室	3		電安法	件	17	0	5	
					4		液石法	件	14	22	11	
				県民生活センター	5	違反件数	消安法（特定製品）	件	1	0	1	
					6		消安法（特定保守製品）	件	0	0	0	
				総合防災室	7		電安法	件	0	0	0	
					8		液石法	件	0	0	0	
		② 医薬品等販売施設の監視指導	監視指導件数及び違反件数とします。	健康国保課	9	監視指導件数		件	1,463	1,954	1,748	
					10	違反件数		件	4	4	25	
		③ 食品関係施設の監視指導及び検査の徹底	監視指導件数及び不良食品等違反件数、事業者に対する衛生講習会の開催回数並びに食品の収去検査件数及び不適合件数とします。	県民くらしの安全課	11	監視指導件数		件	33,355	30,743	30,766	
					12	不良食品等違反件数		件	67	53	34	
					13	講習会開催回数		回	292	272	299	
					14	収去検査件数		件	16,986	16,001	13,414	
					15	収去検査不適合件数		件	14	8	11	
		④ 生活衛生施設の監視指導	監視指導件数及び違反件数とします。	県民くらしの安全課	16	監視指導件数		件	1,106	1,447	1,102	
					17	違反件数		件	3	19	12	
		⑤ 水道施設の監視指導	監視指導件数及び違反件数とします。	県民くらしの安全課	18	監視指導件数		件	281	359	295	
					19	違反件数		件	5	0	0	

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	基準年（H25）	H29	H30	備考
（1）商品やサービスの安全の確保	イ 消費者事故の調査・公表	① 商品テストの実施及び結果の情報提供	消費者からの依頼を受けて実施した苦情テスト件数とします。	県民生活センター	20	苦情テスト件数	件	1	0	0	
		② 消費者安全法に基づく情報提供	県内で発生した消費者事故報告件数及び重大事故報告件数とします。（消費者庁「事故情報データバンクシステム」登録件数のうち、消費者安全法（「消費者事故等」、「重大事故等」）に基づく登録件数）	県民生活センター	21	消費者事故等報告件数	件	18	17	10	
					22	重大事故等報告件数	件	10	4	22	
（2）消費者と事業者との取引の適正化	ア 規格・表示の適正化の推進	① 家庭用品品質表示法に基づく品質表示の適正化	県及び市町村が行った立入検査における検査製品件数及び違反件数とします。	県民生活センター	23	立入検査件数	件	467	1，179	723	
					24	違反件数	件	5	4	0	
		③ 食品表示法に基づく食品表示の適正化	食品表示ウォッチャーによる食品表示点検店舗数及び違反店舗数とします。	県民くらしの安全課	25	食品表示点検店舗数	店舗	372	219	206	
					26	違反店舗数	店舗	15	20	12	
		④ 計量法に基づく内容量表示の適正化	立入検査件数及び違反件数（立入検査後、改善措置のなかったもの）とします。	商工企画室	27	立入検査件数	件	32	27	31	
					28	違反件数	件	0	0	0	
	イ 消費者契約の適正化の推進	① 特定商取引に関する法律及び岩手県消費生活条例に基づく事業者への処分・指導	行政処分及び行政指導の件数とします。	県民生活センター	29	行政処分及び行政指導件数	件	1	2	1	
		② 不当景品類及び不当表示防止法に基づく事業者への行政指導等	措置命令及び行政指導の件数とします。	県民生活センター	30	措置命令及び行政指導件数	件	13	2	0	
		③ 割賦販売法に基づく契約の適正化	立入検査件数とします。	県民生活センター	31	立入検査件数	件	0	1	0	

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	基準年（H25）	H29	H30	備考
（2）消費者と事業者との取引の適正化	イ 消費者契約の適正化の推進	④　旅行業法に基づく旅行契約の適正化	立入検査件数とします。	観光課	32	立入検査件数	件	10	10	6	
		⑤　貸金業法に基づく契約の適正化	立入検査件数とします。	経営支援課	33	立入検査件数	件	1	2	2	
		⑥　宅地建物取引業法に基づく賃貸借契約の適正化	立入検査件数とします。	建築住宅課	34	立入検査件数	件	57	56	56	
		⑦　生活経済関係法令に基づく取締りの実施	ヤミ金関係検挙件数及び悪質商法関係検挙件数とします。	警察本部生活環境課	35	ヤミ金関係検挙件数	件	3	0	0	
					36	悪質商法関係検挙件数	件	2	2	4	
（3）消費者教育の推進	ア 高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実	③　消費生活全般に関する教育の実施	〔一般向け〕くらしとお金のセミナーの開催回数とします。	県民生活センター	37	一般向けセミナーの開催回数	回	12	12	12	
			各種セミナーの参加者の合計人数とします。	県民生活センター	38	各種セミナー参加者の合計人数	人	4,418	4,773	4,715	
		④　消費生活に関する出前講座の実施	県民生活センターが実施した出前講座の受講者数とします。	県民生活センター	39	出前講座受講者数	人	1,167	1,447	2,090	
			県民生活センター以外の市町村が実施した出前講座の回数とします。		40	市町村の出前講座実施回数	回	282	292	357	
		⑤　食の安全安心に関する出前講座の実施	出前講座の回数とします。	県民くらしの安全課	41	出前講座実施回数	回	52	167	166	
		⑥　住宅に関する情報の提供	ホームページのアクセス件数及びメールマガジンの配信回数とします。	建築住宅課	42	ホームページアクセス件数	件	33,715	15,443		H29で事業終了
					43	メールマガジン配信回数	回	50	50		H29で事業終了
		⑦　医薬品等の適正使用に関する啓発講座の実施	健康管理講座の回数とします。（（一社）岩手県薬剤師会に業務委託）	健康国保課	44	健康管理講座回数	回	37	48	59	

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	基準年（H25）	H29	H30	備考
（3）消費者教育の推進	イ　多様な主体との連携による消費者教育の推進	①　学校における消費者教育の推進	県民生活センターが実施した出前講座の回数のうち、学校で実施した回数とします。（再掲）	県民生活センター	45	学校への出前講座実施回数	回	―	9	11	
	ウ　高度情報通信社会への対応	①　情報モラル教育の推進	体験型研修の開催回数とします。	学校教育課	46	研修開催回数	回	47	50	54	
	エ　環境に配慮した消費生活の推進	①　３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発とリサイクル製品の利用促進	再生資源利用認定製品数及びリサイクル率とします。	資源循環推進課	47	再生資源利用認定製品数	製品	211	231	247	
					48	リサイクル率	%	18.7	18.1	18.4	
		②　小売店に対するエコショップの認定	エコショップ認定店舗数とします。	資源循環推進課	49	エコショップ認定店舗数	店舗	247	242	232	
（4）消費者被害の救済	ア　相談対応の充実	①　消費生活相談対応の推進	県及び市町村の相談件数とします。	県民生活センター	50	県の相談件数	件	3,182	2,861	2,674	
					51	市町村の相談件数	件	7,473	7,182	7,390	
		③　法的サポートの推進	高度消費生活弁護士無料相談における相談件数とします。	県民生活センター	52	高度消費生活弁護士無料相談の相談件数	件	121	86	61	

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	基準年（H25）	H29	H30	備考
（４）消費者被害の救済	ア 相談対応の充実	④　警察への情報提供	県民生活センターにおいて消費生活侵害事犯が疑われる相談に関する情報を警察本部に提供した件数とします。	県民生活センター（警察本部生活環境課）	53	警察への情報提供件数	件	13	22	29	
		⑤　警察安全相談に係る関係機関等との連携	警察への相談件数とします（数値は暦年（１月～12月）のもの）。	警察本部県民課	54	警察への相談件数	件	24,136	26,117	27,437	
	イ 多重債務問題に対する解決支援	①　多重債務者弁護士無料相談の実施	多重債務者弁護士無料相談における相談件数とします。	県民生活センター	55	多重債務者弁護士無料相談の相談件数	件	192	170	170	
	ウ ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）の活用	①　消費生活審議会紛争解決部会による紛争の解決	紛争解決部会が行ったあっせん等の実施件数とします。	県民生活センター	56	あっせん等の実施件数	件	0	0	0	
		②　市町村等弁護士あっせん事業による紛争の解決	市町村等弁護士あっせん事業の実施件数とします。	県民生活センター	57	市町村等弁護士あっせん事業の実施件数	件	3	0	0	H30で事業終了